





与那国駐屯地磁気探査

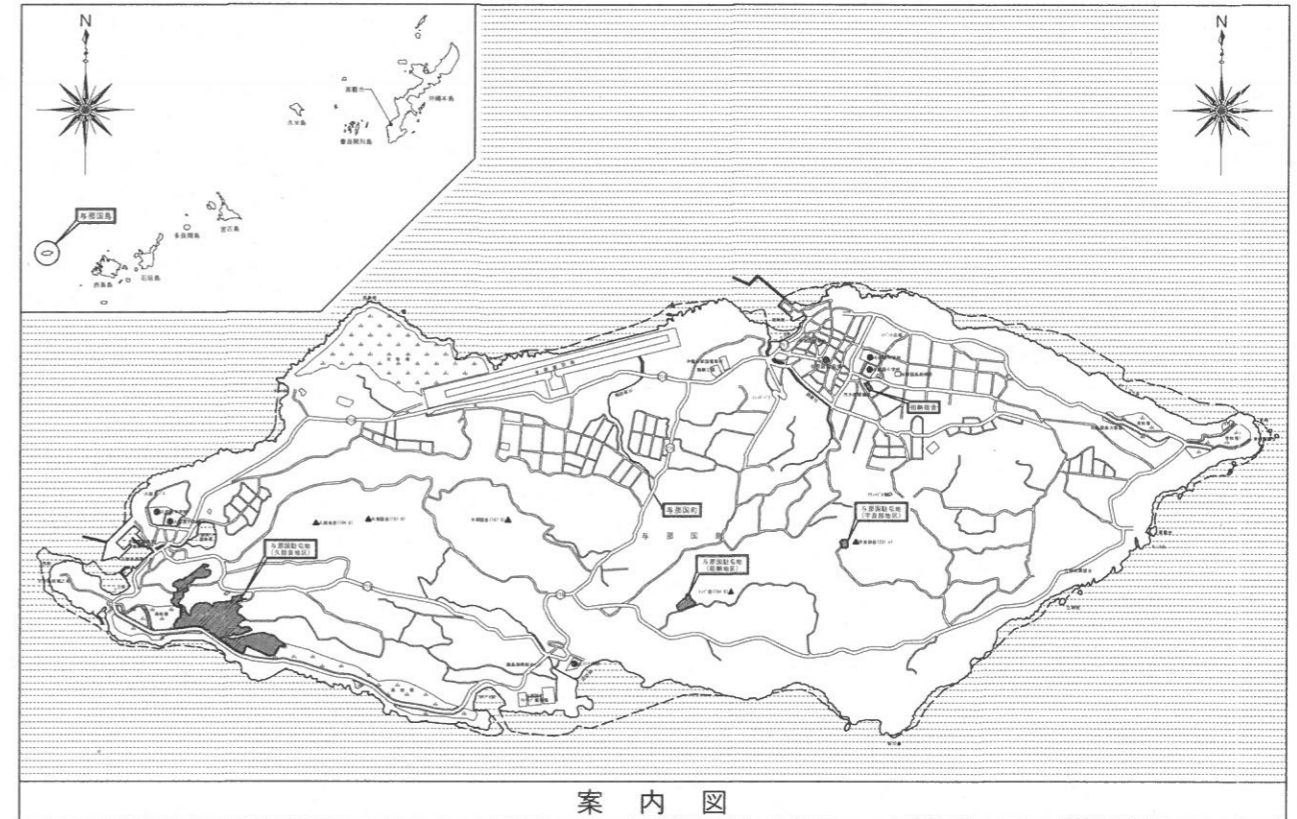
件名	与那国駐屯地磁気探査	図面No.	1/3
図名	表紙	縮尺	—
業務隊長	管理科長	管財係	設計者
			
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊 令和7年9月4日			

仕様書

- 1 件名 与那国駐屯地磁気探査
- 2 場所 沖縄県八重山郡与那国町与那国3765-1 陸上自衛隊与那国駐屯地ほか2箇所
- 3 概要
- (1) 水平探査工 760㎡
 - (2) 鉛直探査工 190点
 - (3) 解析調査業務 一式
- 4 工期
契約締結日翌日～令和7年12月19日まで
- 5 一般事項
- (1) 本件において図面及び特記仕様書に記載なき事項は、沖縄県磁気探査業務共通仕様書による。
 - (2) 本件に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
 - (3) 本件に際し、仕様書に記載なき事項で取扱い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負者の責任において施工するものとする。
 - (4) 本件に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において原形復旧するものとする。
 - (5) 本件に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等が発生した場合は、請負者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
 - (6) 本件に必要な電気及び水は請負者が負担するものとする。
 - (7) 本件に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
 - (8) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
 - (9) 駐屯地への入出門、各施設への立ち入り及び交通規制等、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則並びに監督官の指示に従うものとする。
 - (10) 本件の成果品については、十分なる精査・考察を行うものであるが、業務の特殊性により成果品に対し、生産物賠償責任保険を請負者の責任において掛けるものとし、探査実施前に保険契約証（写）を提出することとする。なお、保険期間は、探査着手後3年とする。
 - (11) 提出書類
 - ア 施工に先立ち、業務計画書、生産物賠償責任契約証（写）を提出することとする。
 - イ 成果物として、異常点位置図、探査路線図、異常点測定一覧表、確認異常物全写真を提出することとする。
- 6 特記事項
- (1) 探査箇所数については、下記による。

ア 駐屯地 89箇所	オ 久部良地区 43箇所
イ 貯蔵庫 28箇所	カ 祖納地区 16箇所
ウ 警衛所 4箇所	キ 宇良部地区 7箇所
エ グラウンド 3箇所	
 - (2) 水平探査は5 inch砲弾仕様とし、1箇所あたり2m×2m（GL-0.5m）の探査範囲とする。
 - (3) 鉛直探査の探査深度は、GL-0.5m～1.5mとする。
 - (4) 本探査の結果、磁気量が0.7μWb以上の異常点については、発掘し、確認探査まで実施するものとし、後日清算するものとする。また、探査中0.7μWb未満の磁気量であっても解析結果から不発弾のおそれのあるものについては発掘し、確認探査まで行うこととするが、その経費については請負者の負担とする。
 - (5) 本探査の実施にあたり、地形及び地質等の状況により探査範囲等の変更の必要が認められる場合は、監督官と協議するものとする。
 - (6) 本探査に使用する磁気探査機は、大型爆弾及び砲弾類（250kgf以上）で深度-2.0m、小型爆弾（50kgf以上）等で深度-1.0mまで探査できる性能を有しているものとする。
 - (7) 本探査の実施にあたっては、事前に施工計画書を監督官に提出し、承諾を得るものとする。
 - (8) 本探査実施中に測定された異常点は、正確な位置を平面図に記入し、監督官に報告するものとする。
 - (9) 本探査実施中に不発弾を発見した場合は、バリケード等の安全対策をおこなうとともに、速やかに監督官に報告するものとする。
 - (10) 本探査の実施場所が、鉄類等による磁気変化の影響を受けやすい場所で探査結果が明確にならない等の問題が生じると予想される場合は、その影響をなくすよう工夫するとともに、報告するものとする。

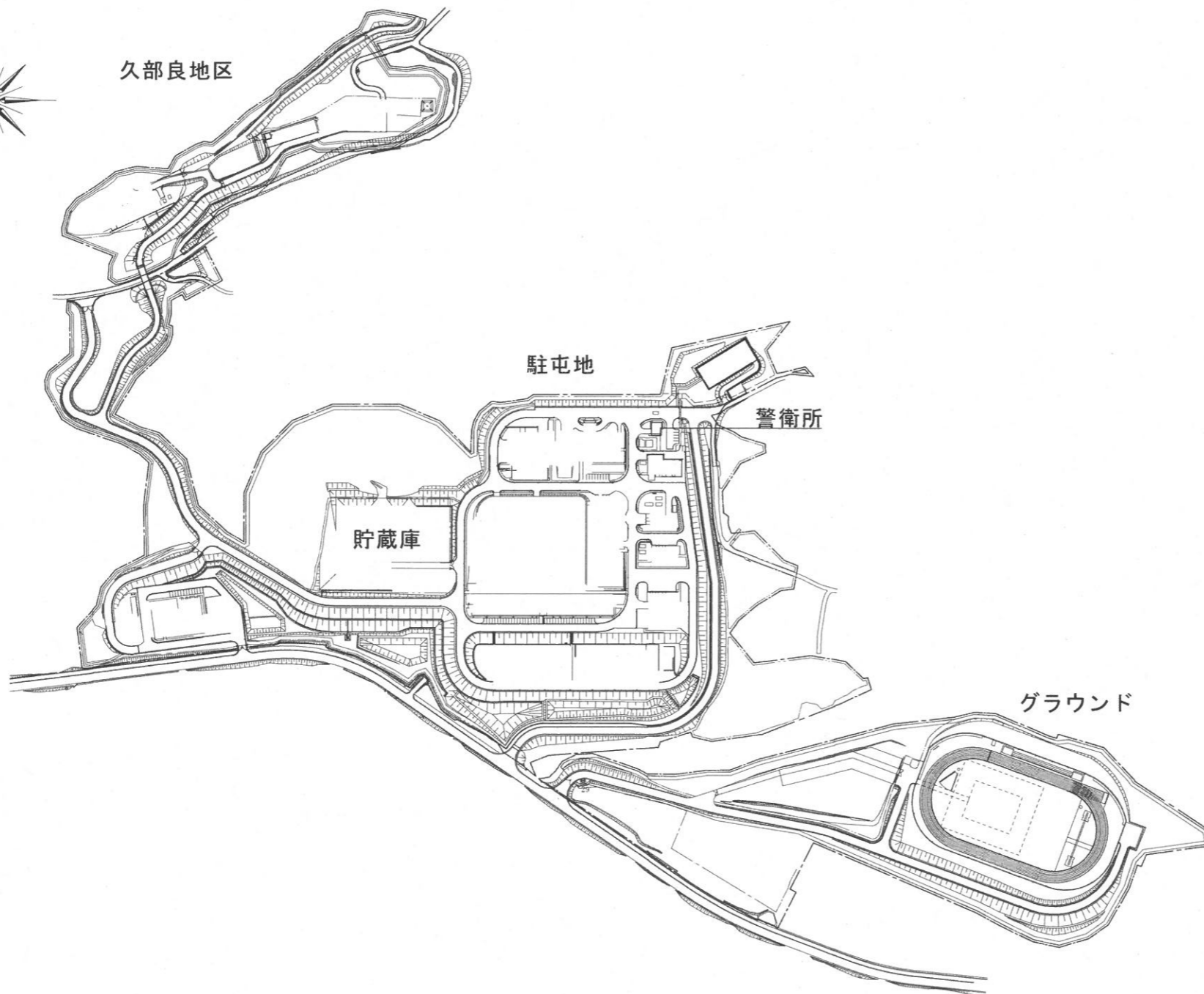
- (11) 探査中または、発掘中の不発弾等の事故については、請負者が全責任を負うものとする。
- (12) 提出された報告書に疑義がある場合は、再調査を実施させる場合がある。
- (13) 作業責任者は次のいずれかにあてはまるものとする。
 - ア 港湾海洋調査士（危険物探査部門）の資格を有する技術者
 - イ 磁気探査技師（沖縄県磁気探査協会認定）の資格を有する技術者
 - ウ 地質調査士の資格又は測量士（補）の資格を有し、かつ磁気探査の経験を有する技術者
- (14) 確認掘削・確認探査を行う技術者は、火薬類取扱保安責任者（甲または乙種）の資格を有する技術者とする。



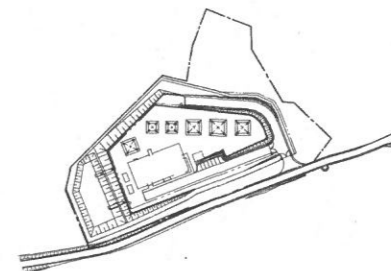
件名	与那国駐屯地磁気探査	図面No.	2/3
図名	仕様書・案内図	縮尺	—
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		令和7年9月4日	



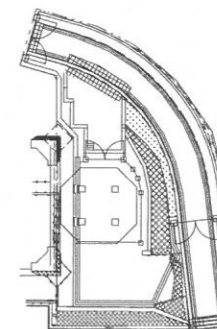
久部良地区



与那国駐屯地配置図 S=1:5000



祖納地区配置図 S=1:5,000



宇良部地区配置図 S=1:1,000

件名	与那国駐屯地磁気探査	図面No.	3/3
図名	配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 与那国駐屯地業務隊		令和7年9月4日	